



市議会だより

発行 川越市議会 編集 川越市議会事務局 電話 049-224-8811 (内線3621・3622)

平成17年
9月
定例会から

住民基本台帳の一部の写しの

閲覧に関する条例などを可決

— アスベスト被害の対策を求める意見書を可決 —

平成十七年川越市議会第四回定例会は、九月一日開会され、会期は二十八日間、継続審査案件を含め四十三件の案件を審議したほか、川越地区消防組合議会議員及び、彩の国さいたまづくり広域連合議会議員の選挙を行い、九月二十八日閉会いたしました。

条例

今定例会では議員提案による条例一件と市長提案による条例二件をそれぞれ原案可決しました。

議員提案による

川越市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する条例を可決

▽ 川越市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する条例を定めることについて

— 原案可決 —

住民基本台帳の閲覧は、住民基本台帳法によりだれでも請求することが認められ、公開が原則とされているが、近年、個人

情報は保護されるべきであるとの認識が高まり、ダイレクトメール等各種経済活動を目的として行われる住民基本台帳の閲覧の制限や、犯罪に利用される危険性への対策の強化が求められている状況にあります。

一方、本年四月に、個人情報の保護に関する法律が施行され、プライバシー保護の観点から、個人情報事業活動に用いる事業者の守るべき事項の義務化等が図られるなど、個人情報の取り扱いに対する厳格性も求められており、国では、総務省内に住民基本台帳閲覧制度のあり方検討会を設置し、本年の十月をめどに最終報告を行うとしているが、法案審議のスケジュールから、住民基本台帳法の改正が行われるのは、早くても来年の通常国会以降であると予測される状況にあります。

このような状況を踏まえ、市としてでき得るべき対応を緊急的、暫定的措置として行う必要性があるため、議会として重要な政策判断を行うという意味も込め、本条例を定めたものです。主な内容は、プライバシーの侵害や差別的取扱いにつながるおそれがあると認められる閲覧等、不当な目的に使用されるおそれがある閲覧の請求、及び不特定又は多数の住民を閲覧の対象とする閲覧の請求で、ダイレクトメール等の送付を目的とするものや戸別訪問等を目的とするもの

のについては、閲覧の請求を拒否するものです。

ただし、相当な公益性があるものとして、官公署、報道機関、大学や公的機関の学術研究機関等につきましては、閲覧の請求に応ずるものです。

現行制度が犯罪につながるおそれがある以上、国の制度改正を座して待つことなく、個人情報保護法の主旨を推進し、個人情報の保護に遺漏を来すことなく、市民を犯罪被害から守るとも、川越市議会の責務であると考え、本条例を定めたものです。

川越市行政手続等における 情報通信の技術の利用に 関する条例など二件を可決

▽ 川越市行政手続等における 情報通信の技術の利用に関する 条例を定めることについて

― 原案可決 ―

国が、平成十五年二月に「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を施行させ、法令に基づく行政手続等について、書面による方法に加え、インターネット等を利用してオンラインでも行えるようにしたことを受けて、市民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、同法が適用されない条例等に基づく行政手続等を、オンラインでも行えるようにするため、新たに本条例を定めたものです。

主な内容は、オンライン化可能規定については、オンラインでも行うことができるとする特別規定を設けることで、個別の条例や規則を改正することなく、書面による方法に加え、オンラインによる方法での手続等を可能にし、また、署名等代替可能規定については、オンライン化可能規定を適用して行われた手続等で、押印や署名が義務付けられていたものは、電子署名など他の方法で代えることができ、規定を設けたものです。併せて、手続等のオンライン化にあたっては、安全性・信頼性の確保及び手続等の簡素化・合理化を図る規定を設けたものです。

川越市 申請・届出サービス

川越市申請・届出サービスをご覧いただくには〔川越市ホームページ＞電子市役所内の電子申請・届出サービス窓口＞埼玉県市町村 申請・届出サービスの開始について内の埼玉県市町村申請・届出サービス＞川越市へ申請〕の順でアクセスしてください。

新町名を 決定

▽ 町の区域を新たに画することについて (町名地番整理)

― 原案可決 ―

住民の利便性の向上と行政執行の合理化を図るため、大字砂久保、大字砂新田及び大字今福の各一部を新たに砂新田五丁目及び砂新田六丁目にしようにするものです。

変更になる区域は、総面積約二十九ha、総筆数一千九百二十二筆で、世帯数は約一千百三十世帯、人口は約三千四十人です。効力発生の時期は、平成十八年一月一日です。

補正予算 四件を可決

今定例会には、一般会計補正予算一件、特別会計補正予算三件が提案され、原案どおり可決されました。

これにより、平成十七年度本市予算の総額は、一般会計八百八十三億九千四百七十四万五千

議 事 の ま し

- ▼ 第一日(九月一日) 会期を二十八日間と決定。継続審査となっていた案件について、各委員長より報告が行われ、審議の結果、請願一件及び地域振興ふれあい拠点施設建設にかかわる諸問題については、さらに継続審査と決定。次に市が出資している法人の経営状況を説明する書類の提出があり、続いて提出案二十一件について提案理由の説明を実施した後、セーレム市との姉妹都市提携二十周年記念公式行事への出席及び海外先進都市視察に参加した議員から報告を受ける。
- ▼ 第二日(九月二日) から第四日(九月四日) まで本会議休会。
- ▼ 第五日(九月五日) 提出案

円、特別会計八百二十三億五千三百七十三万七千円、合計一千七百七億四千八百四十八万二千円となりました。

▽平成十七年度川越市一般会計補正予算(第二号)

—原案可決—

歳入歳出予算の総額にそれぞれ九億九千八百七十五万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ八百八十三億九千四百七十四万五千円としたものです。

この補正の主な内容は、歳入については、普通交付税の交付額が決定したことによる減額と本補正に伴う財源調整として繰越金等を追加計上し、歳出については、鏡山酒造跡地活用推進、市民要望の多い道路の整備に係る追加所要額を計上したものです。

▽平成十七年度川越市介護保険事業特別会計補正予算(第一号)

—原案可決—

歳入歳出予算の総額にそれぞれ四億七千四百六十七万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ百億七千七百六十七万円としたものです。

この補正の主な内容は、介護給付費国庫負担金の平成十六年度超過交付額の返還に係る所要額を計上したものです。

▽平成十七年度川越市水道事業会計補正予算(第一号)

—原案可決—

資本的支出に一千五百五十万六千円を追加し、水道事業会計

予算の総額を九十九億二千二百八十七万六千円としたものです。この補正の内容は、平成十六年度に借り入れた企業債の償還期間の確定に伴う補正です。

▽平成十七年度川越市公共下水道事業会計補正予算(第一号)

—原案可決—

この補正の内容は、下水道高金利対策借換債の借り入れに伴う補正です。

議員提案の意見書

一件を可決

今定例会第二十八日(九月二十八日)に、議員提案による意見書一件を原案可決し、関係機関に送付しました。

アスベスト被害の対策を求める意見書

—原案可決—

アスベストによる健康被害の事例がその製造・使用関連企業において公表された。それによると、アスベストの吸引により中皮腫や肺がんが死亡した事実が明らかになり、その被害は作業従事者に留まらず、

家族・周辺住民にも及ぶ深刻な事態となった。被害に対する国民の不安は非常に高まり、厚生労働省・国土交通省・文科科学省等関係省庁が方針や対策を打ち出しているが、今後、更に事態を正確に掌

握し、被害の拡大を防ぐため、適切な対応を迅速に行うべく、国及び関係機関に対し、対策の強化を強く求める。

記

一、アスベストに関する輸入・製造・使用・在庫等の実態調査の緊急かつ厳密な実施及び公表をすること。

一、アスベスト使用建築物に対する情報開示、暴露防止対策、除去・解体についての体制整備をすること。

一、アスベスト取扱い事業者、その所在する自治体に対しては、作業従事者、その家族、周辺住民に対する健康被害などの情報提供、相談窓口の設置、診断治療体制の整備の支援をすること。

一、アスベストによる想定される被害はその潜伏期間が長期であるため、労災認定の抜本的見直し、救済制度の早期策定をすること。

一、地方自治体及び住民が実施するアスベストに関する右記対策についての費用は、国・企業が負担をすること。

との内容で、川越市議会名をもつて、内閣総理大臣、文科科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、衆議院議長、参議院議長あ

て提出するよう提出者若海 保議員、賛成者松岡秀仁議員ほか八名の議員により提案されました。

ふじみ野市設置に伴う関係議案8件を可決

上福岡市及び大井町の合併により、平成十七年十月一日にふじみ野市が設置されることに伴い、次の八件について、議会の議決を求めたものです。

▽埼玉県西部第一広域行政推進協議会を設ける地方公共団体の数の減少について

—原案可決—

▽埼玉県西部第一広域行政推進協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

—原案可決—

▽川越市の公の施設の区域外設置及び利用について

—原案可決—

▽川越市の公の施設の区域外設置及び利用について

—原案可決—

に対する質疑を実施した後、関係委員会にその審査を付託。平成十六年度一般・特別会計決算十一件、平成十六年度水道事業会計決算及び平成十六年度公共下水道事業会計決算については、平成十六年度決算特別委員会を設置し、その審査を付託。

▼第六日(九月六日)本会議休会。

▼第七日(九月七日)本会議休会。議会運営委員会開催。

▼第八日(九月八日)から第十二日(九月十二日)まで本会議休会。

▼第十三日(九月十三日)通告順により一般質問を実施。

▼第十四日(九月十四日)通告順により一般質問を実施。

▼第十五日(九月十五日)通告順により一般質問を実施。

▼第十六日(九月十六日)通告順により一般質問を実施。

▼第十七日(九月十七日)から第十九日(九月十九日)まで本会議休会。

▼第二十日(九月二十日)通告順により一般質問を実施。

次に追加提出された議案八件に対する質疑を実施した後、

関係委員会にその審査を付託。続いて農業委員会委員の推薦を行い、引き続き川越地区消防組合議会議員の選挙を実施。

▼第二十一日(九月二十一日)本会議休会。四常任委員会開催。

―原案可決―
 地方自治法第二百四十四条の三の規定に基づき、江川流域都市下水道については、上福岡市及び大井町と、川越市公共下水道については、上福岡市とそれぞれ協定が締結されましたが、合併により、川越市の公の施設の区域外設置及び利用についてふじみ野市と協議したものです。

▽ ふじみ野市の公の施設の区域外設置について
 ―原案可決―
 地方自治法第二百四十四条の三の規定に基づき、上福岡市公共下水道については、上福岡市と、大井町排水施設については、大井町とそれぞれ協定が締結されていましたが、合併により、ふじみ野市の公の施設の区域外設置について、ふじみ野市排水施設の利用についてふじみ野市と協議したものです。

▽ ふじみ野市の公の施設の利用について
 ―原案可決―
 地方自治法第二百四十四条の三の規定に基づき、上福岡市公共下水道については、上福岡市と、大井町排水施設については、大井町とそれぞれ協定が締結されていましたが、合併により、ふじみ野市の公の施設の区域外設置について、ふじみ野市排水施設の利用についてふじみ野市と協議したものです。

▽ 川越市と大井町の学齢児童・生徒の一部の教育事務の委託の廃止について
 ―原案可決―
 川越市とふじみ野市の学齢児童・生徒の一部の教育事務の委託について

▽ 川越市とふじみ野市の学齢児童・生徒の一部の教育事務の委託について
 ―原案可決―
 地方自治法第二百五十二条の十四並びに学校教育法第三十一条及び第四十条の規定に基づき、川越市の児童生徒の一部の教育

事務を大井町に委託していましたが、合併により、現行の委託を廃止し、ふじみ野市に委託したものです。

平成16年度 決算特別委員会を 設置

今定例会に提案された、平成十六年度川越市一般会計歳入歳出決算認定についてなど十一決算、平成十六年度川越市水道事業会計決算認定について及び、平成十六年度川越市公共下水道事業会計決算認定については、第五日（九月五日）に平成十六年度決算特別委員会を設置し、その審査を付託しました。
 第二十六日（九月二十六日）に同特別委員会が開催され、正・副委員長の互選後、審査が行われました。

最終日（九月二十八日）に審査の経過と結果について委員長報告が行われ、審議の結果、「継続審査」とすることに決定いたしました。
 なお、同特別委員会の構成は次のとおりです。

委員長	加藤 昇
副委員長	神田 寿雄
委員	牛窪 多喜男
委員	片野 広隆
委員	川口 知子
委員	吉田 光雄
委員	小林 薫
委員	大野 慶治
委員	菊地 実
委員	松岡 秀仁
委員	石川 良三郎

専決処分の承認

▽ 専決処分の承認を求めることについて
 ―承認―
 議会を招集するいとまがないので、八月十日に市長が専決処

分した、衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査が九月十一日に執行されたことに伴う「平成十七年度川越市一般会計補正予算（第一号）」に対して、議会の承認を求めたものです。
 この補正の内容は、当該選挙等執行のための予算として、歳入歳出予算の総額にそれぞれ七千五百九十九万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ八百七十三億九千五百九十九万五千円としたものです。
 なお、財源については、全額埼玉県からの委託金で賄われます。

地域振興ふれあい拠点施設建設にかかわる川越駅西口周辺整備対策特別委員会

地域振興ふれあい拠点施設建設にかかわる川越駅西口周辺整備対策特別委員会は、去る六月二日開会の市議会第三回定例会閉会后、継続審査となっていた付議事件について、三日間にわたり審査いたしました。
 今定例会第一日（九月一日）に、その審査の経過と結果について委員長報告が行われ、審議の結果、「継続審査」とすることに決定いたしました。

彩の国広域連合議員を選挙

県内の全市町村で構成する彩の国さいたまづくり広域連合協議会議員に欠員（二名）が生じました。
 今回、県内の市議会議員から三名の候補者の届け出があり、県内各市議会でも今定例会となり、本市議会でも今定例会最終日（九月二十八日）に、広域連合規約第八条の規定により、選挙を行いました。
 なお、この選挙は、規定により、県内すべての市議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになるため、当選人の報告及び告知は行わず、有効投票のうち候補者の得票数までを選挙長に報告しました。

▽ 第二十二日（九月二十二日）から第二十五日（九月二十五日）まで本会議休会。

▽ 第二十六日（九月二十六日）本会議休会。平成十六年度決算特別委員会開催。

▽ 第二十七日（九月二十七日）本会議休会。

▽ 第二十八日（九月二十八日）最終日。各委員長より付託された案件の審査の経過と結果について報告が行われ、審議の結果、議案二十九件のうち平成十六年度決算十三件を継続審査、一件を承認、十五件を原案可決。次に追加提出された同意六件、意見一件をそれぞれ同意。続いて議員提案による議案一件、意見書一件をそれぞれ原案可決。引き続き、彩の国さいたまづくり広域連合協議会議員の選挙を実施した後、議員派遣を決定し閉会。



さつまいも伝来400年記念
小江戸川越きんときちゃん



さつまいも伝来400年記念
シンボルキャラクター
小江戸川越紅ちゃん



川越西消防署 名細分署

消防組合議会議員 を選挙

▽川越地区消防組合議会議員
の選挙について

川越地区消防組合規約第五条
第二項の規定により「川越地区
消防組合議会議員」十人の選挙
を執行した結果、次の議員がそ
れぞれ当選いたしました。

- 三上 喜久蔵 議員
- 佐藤 恵士 議員
- 松井 釜太郎 議員
- 山口 智也 議員
- 岩崎 哲也 議員
- 大野 慶治 議員
- 大河内 術 議員
- 高橋 康博 議員
- 松岡 秀仁 議員
- 伊藤 義郎 議員

農業委員会委員を 推薦

▽農業委員会等に関する法律
第十二条第二号の規定による
選任委員の推薦について

市議会推薦の農業委員四人を
選ぶため選挙した結果、次の議
員が被推薦者として当選いたし
ました。

- 山村 健仁 議員
- 中原 秀久 議員
- 中村 孝治 議員
- 石川 良三郎 議員

収入役

次の方を選任することに同意
しました。

- 川越市大字小堤
七百四十九番地

井上 勇

監査委員

監査委員に次の方々を選任す
ることに同意しました。

- 川越市大字的場
千二百二十二番地一
小川 芳雄
- 川越市松江町一丁目
十番地十一
岩井 武夫

川越市大字南大塚
六百五十一番地
栗原 賢一

川越市大字藤倉
三百三十三番地
久保 啓一

固定資産評価 審査委員会委員

次の方を選任することに同意
しました。

- 川越市豊田町一丁目
三十二番地四

福田 昭平

人権擁護委員

次の方を推薦することに同意
しました。

- 川越市南台三丁目
十二番地二十二
（第二南大塚マンション
三〇一号室）
浅井 三郎

請願の審査結果

請番	願号	件名	提出者	付託委員会	結果
請第3号 (平成16年 6月提出)	願号	池袋東口場外車券売 場での公営競技主催 計画の撤回に関する 請願書	池袋東口場外車 券売場設置反対 連絡協議会 代表 森 弘 治	厚生	継続審査

市議会を
傍聴してみませんか

市議会には、年に
四回開かれる定例会
と、必要に応じて開
かれる臨時会とがあ
ります。傍聴を希望
される方は、傍聴受
付で住所・氏名をご
記入いただくだけで
傍聴することができ
ます（小さなお子様
連れでも可）。市政
を直接知っていただ
くよい機会ですので、
ぜひ傍聴においでく
ださい。

傍聴席は市役所の
七階にあり、五十七
人分の一般席とバリ
アフリー化の一つと
して一台分の車椅子
席があります。

また、音声が聞き
取りにくいという場
合には、ヘッドホン
をご用意しております
のでご利用くださ
い。

市政に関する 一般質問



今定例会では、五日間にわたり十九名の議員から一般質問が行われました。発言者及び質問事項は次のとおりです。

※ ※ ※

中原 秀久 議員

一、市長の政治姿勢について

(1) 新年度予算の編成方針について

(2) 旧霞ヶ関北小の諸問題について

(3) 市立大学の設立について

二、新清掃センターと余熱施設について

小林 薫 議員

一、「川越ナンバー」取得と合併との関係について

二、自治会連合会第三支会から

提出された要望書について

(1) 北環状線周辺整備について

(2) (仮) 西公民館建設について

(3) その他

岩崎 哲也 議員

一、市民の健康を損ねる環境課題へのとりくみ

(1) アスベストへの対応

(2) その他環境汚染物質などへの対応

二、火災報知器の家庭への設置義務化について

倉嶋 美恵子 議員

一、地域協働について

二、教育に関する三つの達成目標について

牛窪 多喜男 議員

一、J R川越線複線化とそれに関係する諸問題

二、南古谷駅北口開設について

三、児童虐待への川越市の取り組みについて

大野 慶治 議員

一、社会福祉施設の第三者評価事業について

二、放置自動車対策について

三、コンピネーション遊具について

小野澤 康弘 議員

一、資源循環型社会と新清掃センター

小ノ澤 哲也 議員

一、市民の安心・安全を守るために

(1) A E D (自動体外式除細動器) の設置について

(2) 幼児用ヘルメットの補助について

二、肺炎球菌ワクチンの公費助成について

菊地 実 議員

一、新清掃センター建設の諸課題について

二、旧霞ヶ関北小跡について

高橋 剛 議員

一、川越市の「暑さ」対策について

(1) 公共施設での対応

(2) 教育施設での対応

(3) 地球温暖化対策

片野 広隆 議員

一、「小江戸かわごえ平和都市宣言・二〇〇五」について

山木 綾子 議員

一、女性会館について

二、災害備蓄について

山口 智也 議員

一、三田城下橋線整備の進捗状況について

二、パークアンドライドシステムの推進について

中村 孝治 議員

一、快適な生活環境と街づくりをめざして

(1) 生活排水対策について

(2) 交通に関する諸問題について

(3) その他

清水 京子 議員

一、学校図書館について

二、異文化教育交流について

三、福祉トータルサービスについて

江田 俊雄 議員

一、産・官・学の連携について

高橋 康博 議員

一、学校給食について

二、アスベストについて

三、競輪事業について

川口 知子 議員

一、待機者の多い市営住宅の対策について

二、大規模学童保育施設の解消について

佐藤 恵士 議員

一、地球温暖化と市の対応について

二、防災に関わる諸問題について

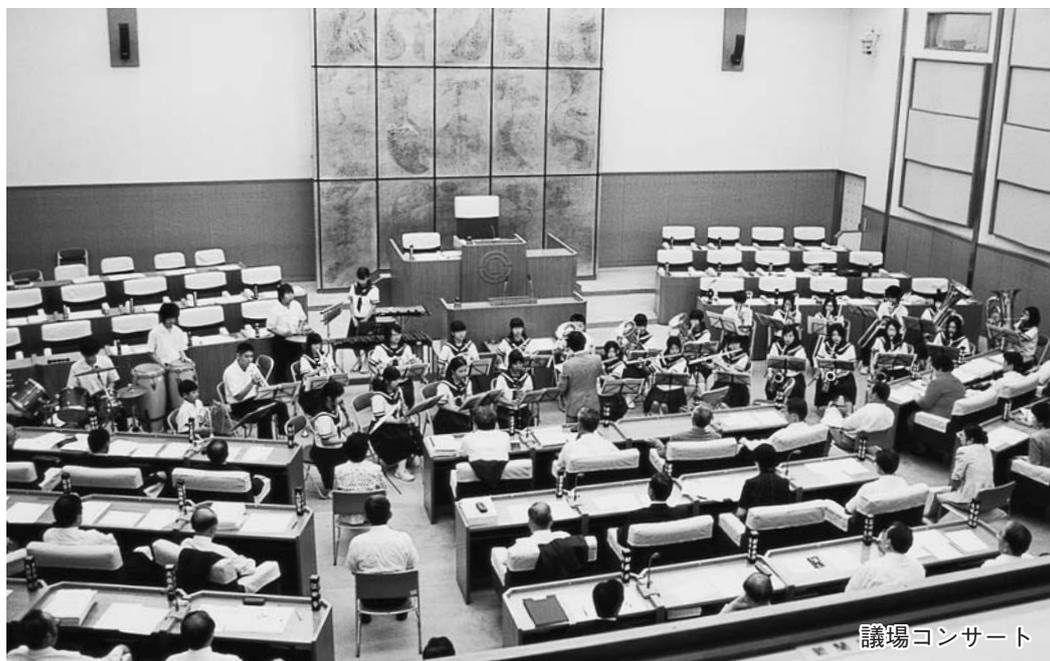
(1) 想定される地震災害について

(2) 防災の配備体制について

(3) その他

議場コンサート

今定例会において、本会議の開会前に議場コンサートを開催しました。今回は、平成十七年度埼玉県吹奏楽コンクール中学校A部門銀賞などの実績がある、市内の鯨井中学校吹奏楽部の生徒三十名により、NHK人形劇主題歌の「ひよっこりひょうたん島」ほか三曲の演奏が行われました。



議場コンサート

市議会からのお知らせ

前号で「議員の寄附行為について」を掲載いたしました。公職選挙法により議員の寄附行為は禁止されておりますので、市民の皆様方のご理解、ご協力の程をよろしくお願い致します。

みんなで守ろう「三ない運動」

政治家は有権者に寄附を **贈らない!** 有権者は政治家に寄附を **求めない!** 政治家から有権者への寄附は **受け取らない!**

1 政治家の寄附の禁止

政治家(候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者)が選挙区内の方に対して寄附をすることは、いかなる名義であっても禁止されています。また、政治家以外の方(家族や秘書など)が、政治家名義の寄附をすることも禁止されます。ただし、以下の場合は禁止される寄附から除かれます。

- ① 政党その他の政治団体又はその支部に対してする場合
- ② 当該政治家の親族に対してする場合
- ③ 政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償としてする場合(ただし、食事や食料の提供は禁止)

なお、禁止される寄附であっても以下の場合は、処罰はされません。

- ① 政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
- ② 政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典

※ ①、②の場合であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。

2 寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して、寄附を出すように勧誘や要求することは禁止されています。

3 後援団体の寄附の禁止

後援団体(いわゆる後援会など)も、選挙区内の方に寄附をすることは、いかなる名義であっても禁止されています。ただし、以下の場合は禁止される寄附から除かれます。

- ① 政党その他の政治団体又はその支部に対してする場合
- ② 当該政治家に対して寄附する場合
- ③ 設立目的により行う行事又は事業に関する場合(花輪、香典、祝儀などとしてされるものや、選挙前の一定期間にされるものは禁止されます。)

4 あいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状(電報なども含みます。)を出すことは禁止されています。

5 有料広告の禁止

政治家や後援会が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料広告を出すことは禁止されています。なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めることも禁止されています。

埼玉県選挙管理委員会・市区町村選挙管理委員会

明るい選挙を実現するための 寄附禁止のルール

こんなものが寄附禁止の対象になります!!

政治家の寄附は禁止
有権者が寄附を
求めることも禁止です。

〇〇新年会
各種会合へのご祝儀
祭りや観陸旅行への差し入れ・寸志
野球大会やママさんバレーなど地域行事への差し入れ

入学、卒業、就職、結婚、出産などのお祝
葬式の花輪や供花や香典

病気のお見舞い
開店祝の花輪やお祝
お中元やお歳暮

こんなことも寄附禁止のルール違反になります!!

政治家の家族や秘書などが政治家名義で選挙結婚祝など
政治家が金費制ではない会合で飲食代相当額を会費として支払うこと
町内会の役員が政治家に祭りや地域行事の寄附を勧誘・要求すること

埼玉県の選挙統一キャラクター「選挙くん」

議員の寄付行為を啓発したリーフレット
(埼玉県選挙管理委員会・市区町村選挙管理委員会 作成)

川越市議会のホームページに 市議会だよりの掲載をはじめました。

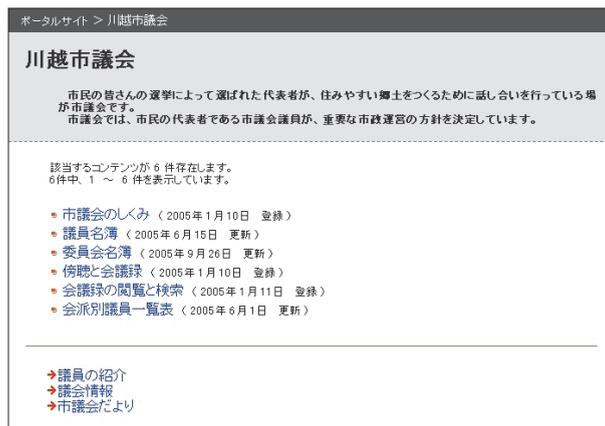
平成17年9月より、川越市議会のホームページに市議会だより（PDF版）を掲載しました。平成17年3月定例会分（4月25日発行）より掲載しておりますが、今後も順次更新いたしますのでご覧ください。なお、掲載には市議会だより発行から1～2週間程度期間を要します。



川越市議会のホームページは、川越市公式ホームページの右の欄にあります。



市議会だよりをご覧いただくには、〔川越市公式ホームページ＞川越市議会＞市議会だより〕の順でアクセスしてください。



〔川越市議会ホームページ〕

市議会だより（PDF版）がダウンロードできます。

市議会だよりは1年分程度掲載していく予定です。

川越市議会のホームページからは、議員名簿、会議録の閲覧と検索等のほか、ホームページ下部の議会情報を選択すれば、一般質問通告一覧、議決結果一覧、定例市議会日程、閉会中の委員会日程等もご覧いただけます。



〔市議会だより〕



〔議会情報〕